

名古屋市告示第78号

都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正
について

昭和52年名古屋市告示第38号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正します。

その関係図面を緑政土木局緑地部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

令和 7年 2月28日

名古屋市長 広 沢 一 郎

表中

「

船頭場公園	港区船頭場四丁目、五丁目、小賀須一丁目、四丁目	図面港85の 4 の区域	平成14年 4 月 1日
-------	-------------------------	-----------------	-----------------

」

を

「

船頭場公園	港区船頭場四丁目、五丁目、小賀須一丁目、四丁目	図面港85の 5 の区域	平成14年 4 月 1日
-------	-------------------------	-----------------	-----------------

」

に改めます。

附 則

この告示は、令和 7年 3月 1日から施行します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課